資料２

柏市下水道事業経営委員会（第20回）資料

受益者負担制度の見直し

令和　元年　8月１9日

柏市土木部 下水道経営課

これから説明すること

1　公共下水道受益者負担制度

2　区域外から計画区域に編入した土地の取扱

3　負担金の徴収年数の見直し

4　一括納付報奨金制度の見直し

１　公共下水道受益者負担制度

公共下水が整備された土地は,

1.生活環境が改善，利便性や快適性が著しく向上

2.土地の資産価値（利益）が増加

3.利益（サービス）を受ける者の範囲が明確 なので…

公共下水道が整備されることによりその利益を受ける地域の土地所有者等に，受益者として下水道建設事業費の一部を負担していただき，下水道整備の進捗を図る制度が設けられている。

（根拠：都市計画法第75条）

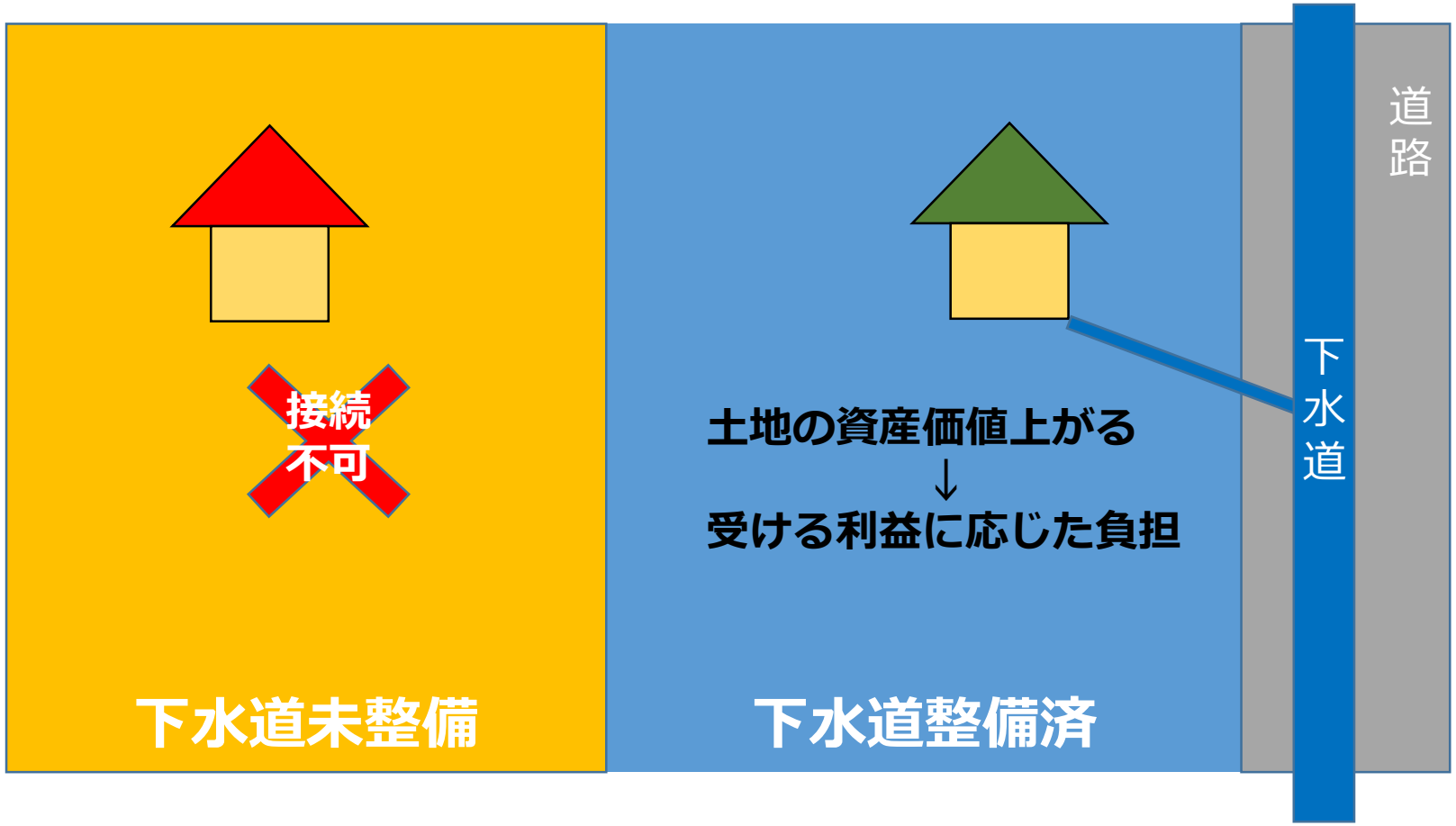

２　区域外から計画区域に編入した土地の取扱

区域外接続

下水道の計画区域外から，公共下水道に接続すること

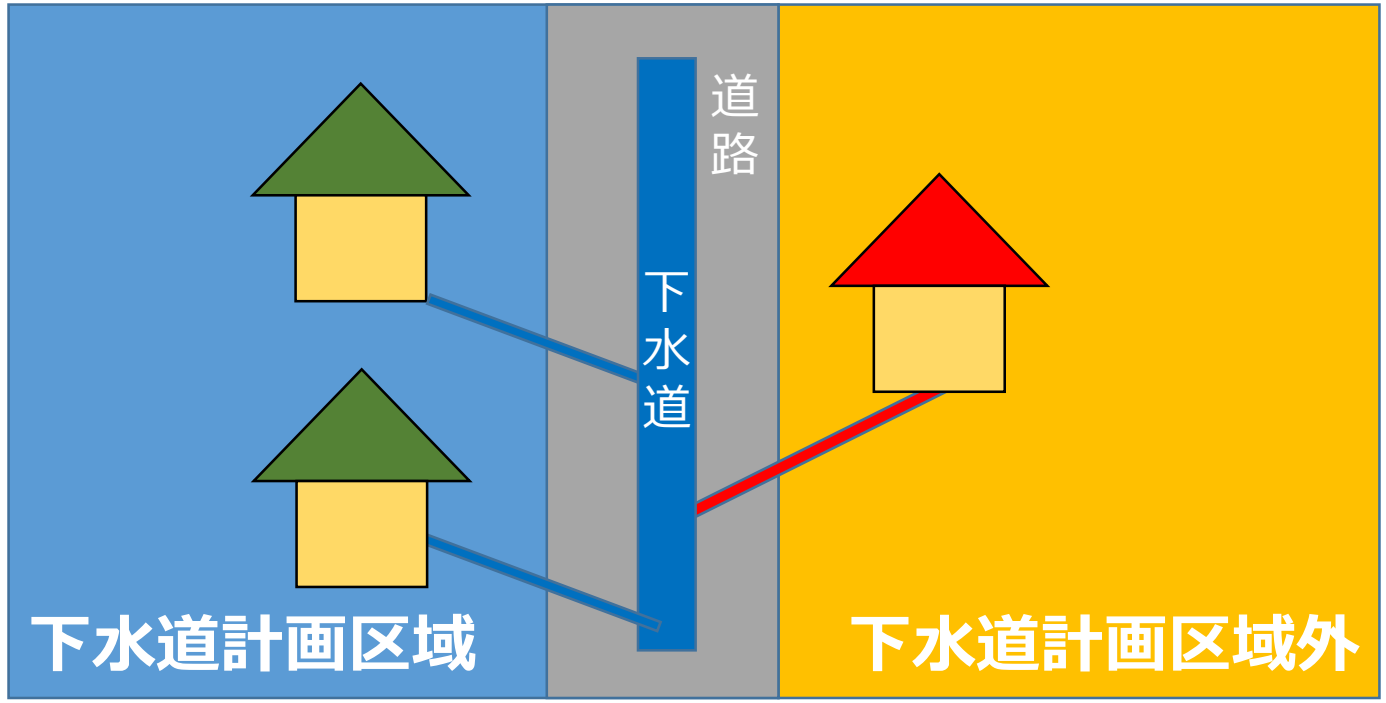

区域外接続協力金

　区域外接続をした方に，受益者負担条例に定める負担金に相当する額を納めるよう依頼してきたもの

区域	内容
下水道計画区域**内**	受益者負担金
下水道計画区域**外**	区域外接続協力金

区域外から計画区域に編入

　過去に区域外接続をした土地を下水道計画区域に編入する計画変更を平成３０年度に実施，令和元年度中に供用開始予定

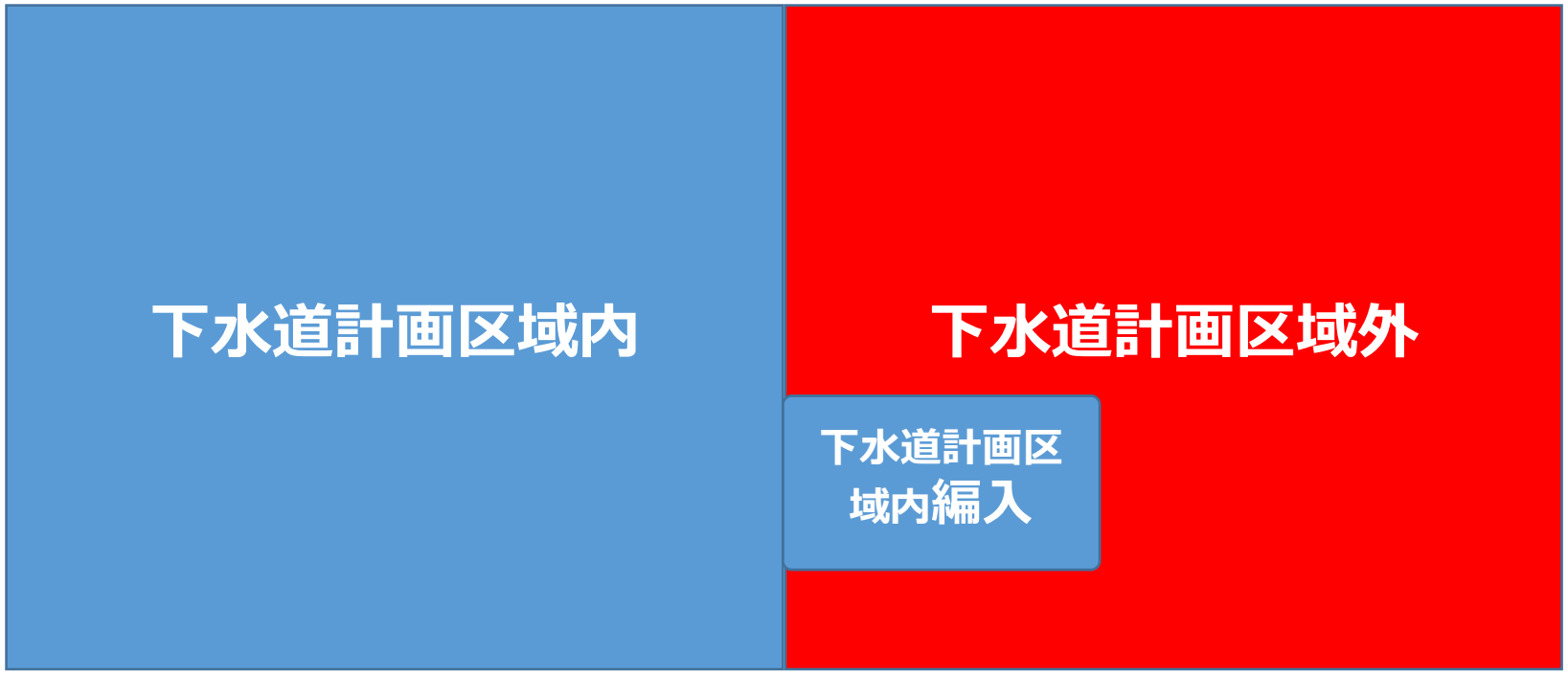

区域外から計画区域に編入した土地の取扱

課題１　負担金の徴収義務が発生

課題２　納付済協力金や覚書の取扱

課題３　制度見直し後の区域外接続申請の取扱

課題４　建物建築ができない土地にかかる対応

課題１　負担金の徴収義務が発生

	区域外接続	編入後
根拠法令	要領	都市計画法７５条
名称	区域外接続協力金 （任意納付）	下水道受益者負担金 （納付は義務）
１平方メートル当たりの単価	１，０５０円	１，０５０円
納付期限	接続後数ヶ月以内 全額一括納付	編入の翌年度以降に賦課 ５年分割（負担金と同様）

課題２　納付済の協力金や覚書の取扱

	編入後の取扱
覚書(※)を取り交わしただけの者	負担金を徴収
覚書を取り交わし，協力金を一部納付した者	負担金から納付済協力金を差し引く
協力金を全額納付した者	同上（原則，ゼロになる）

※覚書：区域外接続時に，供用開始(=計画区域に編入)後に分担金を支払うことを約束したもの

課題３　制度見直し後の区域外接続申請の取扱

区域外接続申請 → 下水接続利用開始 → 計画区域に編入 → 供用開始 → 負担金納付

計画区域への編入は数年ごとに行われ，その間に区域外接続した土地は編入後にまとめて（正式な）供用開始扱いになる。

課題４　建物建築ができない土地にかかる対応

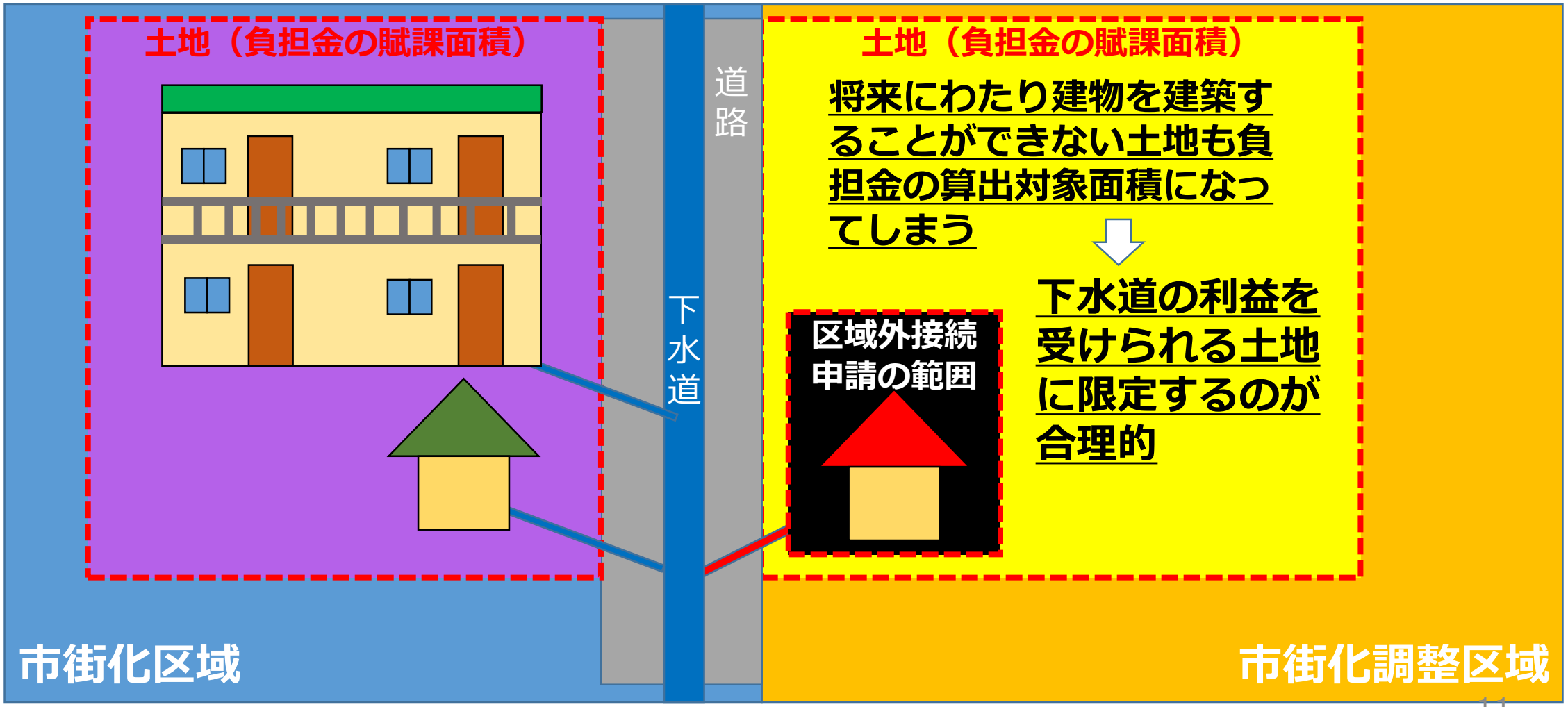

対応（案）

負担金賦課面積を〔土地全体〕から〔区域外申請面積〕へ変更

計算例

現行の計算

①土地（筆）地積×単価

＝2,000(㎡)×1,050(円/㎡)＝210万円

対応案の計算

②区域外申請面積×単価

＝400(㎡)×1,050(円/㎡)＝42万円

３　負担金の徴収年数の見直し

比較検討項目	現状（５年分割）	３年分割にした場合
電算委託費	2,704千円 (本年度予算額)	2,615千円 (推計値)
職員の人的コスト	収納消し込み作業の多少の軽減あるが，事務としては残る	
１年当たり納付額	平均約３万３千円	平均約５万６千円
収納率	次頁	

収納率の年次推移

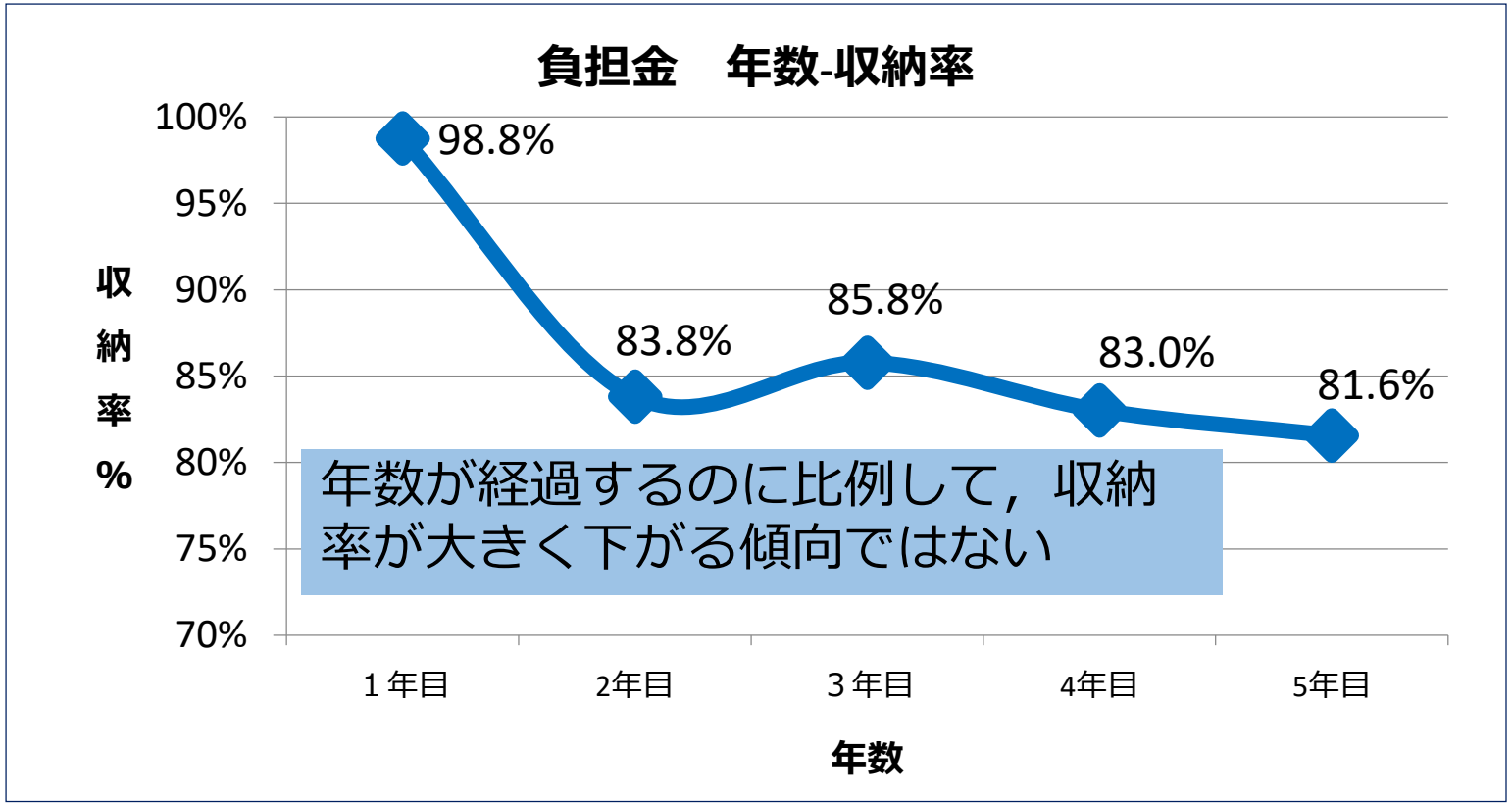

年数の考え方（例）

賦課年度	年数
Ｈ３０	１年目
Ｈ２９	２年目
Ｈ２８	３年目
Ｈ２７	４年目
Ｈ２６	５年目

５年分割を３年分割にしても，収納率は上がるとは言えず，むしろ１年当たりの額が６７％増えることで，収納率が低下するデメリットも予想される。

メリット＜デメリット ⇒ 徴収年数は５年を継続

４　一括納付報奨金制度の見直し

・１年目の第一期納期迄の一括納付で，納付額の約１割を割引
・一括納付率は約７割
・報奨金支出額は例年２００～４００万円
・費用対効果が不明瞭
　⇒**廃止の方向で検討**

※システム改修費用は発生しない見込み
※適切な周知期間の後に施行